

平成29年度 第2回宍粟市子ども・子育て会議 次第

日 時：平成30年3月12日（月）

午後1時30分～

場 所：宍粟市役所 北庁舎 4階 401号室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 委員の紹介（P.1：資料1）

4. 会長、副会長選出

会 長：

副会長：

5. 協議事項

（1）平成29年度宍粟市子ども・子育て支援事業計画の実施状況について

（P2～P4：資料2）

（2）子ども・子育て支援事業計画中間見直しについて

（P5～P10：資料3）

6. 報告事項

（1）子育てガイドブックについて

（2）子ども家庭総合支援拠点について （P11～P12：資料4）

7. 閉 会

宍粟市子ども・子育て会議委員名簿

H29.11.11

区 分	氏 名	所 属 等
子どもの保護者	だん まさみ 段 正美	認可保育所保護者代表（山崎聖旨保育園）
	やまね やすこ 山根 康子	公立保育所保護者代表（戸原保育所）
	うすき さわみ 薄木 さわみ	幼稚園保護者代表（神野幼稚園）
	さぬき たけお 讃岐 健生	宍粟市連合 PTA 代表（一宮南中学校）
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	なかがわ ちよみ 中川 千代美	兵庫県保育協会宍粟支部（山崎若葉保育園）
	もりわき のりこ 森脇 典子	認定こども園代表（ちくさ杉の子こども園）
	ふくい ゆき 福井 由貴	公立保育所長代表（一宮北保育所）
	よねだ あつこ 米田 敦子	幼稚園長代表（河東幼稚園）
	いしはら あやこ 石原 あやこ	学童保育所長代表（山崎学童）
	やまぎ ひろこ 八木 寛子	子育て支援センター代表（一宮）
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	しんしょう こうし 新庄 康史	小学校長経験者
	やまもと ちづ子 山本 千津子	幼稚園長経験者
	たにばやし ゆみ 谷林 由美	宍粟市民生委員児童委員協議会連合会 主任児童委員代表
	なかがわ まゆみ 中川まゆみ	公募委員

事 務 局

健康福祉部 部長	世良 智	健康福祉部 保健福祉課 課長	中野 典子
健康福祉部 次長	津村 裕二	健康福祉部 保健福祉課 副課長	平尾 真弓
健康福祉部 社会福祉課 課長	木原 伸司	健康福祉部 保健福祉課 副課長	堀 秀亘
健康福祉部 社会福祉課 副課長兼係長	中西 千尋	健康福祉部 保健福祉課 副課長兼 子育て世代包括支援センター長	花本 孝
健康福祉部 社会福祉課 主査	平瀬 真也	教育部 こども未来課 課長	中尾 善弘
健康福祉部 社会福祉課 主事	西田なるみ	教育部 こども未来課 副課長	福本 由紀
		教育部 こども未来課 副課長	進藤 美穂

平成29年度宍粟市子ども・子育て支援事業計画の実施状況について

資料2

■教育・保育ニーズ

(平成30年1月末現在)

事業名	H29年度計画	H29年度実績	H29年度の実施状況				H29年度の実施状況
	量の見込み (A)	利用定員 (B)	園所児童数		利用者 (D)	(D)-(C)	
			4月1日	1月31日(C)			
教育(1号)3歳児 (幼稚園、認定こども園)	63人	340人	21人	19人	19人	0人	《H29年度》 都多幼稚園休園 《H30年度》 染河内幼稚園休園(予定) ちくさ杉の子こども園:10人減(15人)
教育(1号)4-5歳児 (幼稚園、認定こども園)	274人		273人	277人	277人	0人	
合 計	337人	340人	294人	296人	296人	0人	
保育(3号)0歳児 (保育所、認定こども園)	88人	77人	19人	79人	79人	0人	《H30年度》 ちくさ杉の子こども園 3・4・5歳児:10人増(25人) 0歳児:2人減(3人) 1・2歳児:3人減(12人)
保育(3号)1-2歳児 (保育所、認定こども園)	310人	311人	306人	338人	338人	0人	
保育(2号)3-5歳児 (保育所、認定こども園)	498人	552人	495人	512人	520人	8人	
合 計	896人	940人	820人	929人	937人	8人	ちくさ杉の子こども園 60人⇒55人

平成29年度宍粟市子ども・子育て支援事業計画の実施状況について

■ 地域子ども・子育て支援事業

(平成30年1月末現在)

事業名	H29年度計画 量の見込み(A)	H29年度実績		計画との差 (B)-(A)	H29年度の実施状況
		提供量(B)	利用希望者数		
①利用者支援事業	1か所	1か所	-	0か所	開放日190日 述べ数 参加数 1,688組(日当たり平均9組) 大人1,700人 子ども2,160人 計3,960人
②時間外保育事業(延長保育事業)	104人	77人	77人	△ 27人	認可保育所6園・認定こども園1園
③放課後児童健全育成事業(学童保育所)	359人	303人	303人	△ 56人	市立学童保育所11か所 264人(定員345人) 市委託事業(くりのみ学童クラブ) 39人(定員 40人) 合 計 303人(定員385人) 《H30年度》 河東学童保育所建設 (定員60人⇒80人) 定員70人増 くりのみ学童クラブ改築(定員40人⇒60人) 城下学童保育所建設 (定員30人⇒60人)
④子育て短期支援事業	0人	0人	0人	0人	児童福祉施設3箇所と委託契約を締結し、支援体制は整えている。
⑤乳幼児家庭全戸訪問事業	256人	162人	162人	△ 94人	母子保健事業として保健師が実施している新生児乳児訪問と一体的 に実施している。 計画との差は出生数の減少による。実施体制は整えている。
⑥養育支援訪問事業	5人	0人	0人	△ 5人	社会福祉協議会と委託契約を締結し、支援体制は整えている。

平成29年度中央栗市子ども・子育て支援事業計画の実施状況について

■ 地域子ども・子育て支援事業

(平成30年1月末現在)

事業名	H29年度計画 量の見込み(A)	H29年度実績		計画との差 (B)-(A)	H29年度の実施状況
		提供量(B)	利用希望者数		
⑦地域子育て支援拠点事業(月当たり延べ)	1,625人	1,136人	1,136人	△ 489人	山崎子育て支援センター405人 一宮子育て支援センター219人 波賀子育て支援センター322人 千種子育て支援センター190人 計画との差は出生数の減少等による。利用希望者の受け入れはでき ている。
⑧一時預かり事業 (幼稚園在園児対象)	17,383人	13,871人	13,871人	△ 3,512人	幼稚園5園 実利用者135人(延べ13,871人利用)
⑨一時預かり事業 (幼稚園在園児以外)	4,670人	1,302人	1,302人	△ 3,368人	認可保育所5園・認定こども園2園 実利用者73人(延べ1,302人利用)
⑩病児・病後児保育事業	1,033人	0人	0人	△ 1,033人	実施はしていないが、県より事業概要等の説明を受け、関係部署と実 施に向けて協議を行っている。
⑪ファミリーサポートセンター事業 (就学児のみ)	67人	537人	537人	470人	小学校に就学し、校区外の学童への送迎を希望する会員があり、利 用人数が増加しているが、ニーズには対応できている。
⑫妊婦健康診査事業(延べ数)	3,192人	2,033人	2,033人	△ 1,159人	一人当たりの助成額の上限を93,000円、助成回数の上限を14回とした 助成券を交付し、各自の希望する産婦人科で利用できる。 計画との差は出生数の減少による。予算措置は行っている。

子ども・子育て支援事業計画中間見直しについて

宍粟市子ども・子育て支援事業計画において、量の見込み、確保の内容の見直しを行う事業について、次のとおり記載しております。

表中 平成27年度～平成29年度については 当初計画数値【実績数値】
平成30年度～平成31年度については 当初計画数値（見直し数値）

表下欄 見直しの理由

(2) 教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期

① 幼稚園・保育所・認定こども園

【計画書P28】

■教育ニーズ(1号):「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

単位(実人/年)

項 目	平成27年度			平成28年度		
	3歳	4-5歳	合計	3歳	4-5歳	合計
① 量の見込み(必要利用定員総数)	65 【18】	282 【307】	347 【325】	63 【22】	280 【318】	343 【340】
②確保の内容 幼稚園、認定こども園	10 【18】	282 【307】	292 【325】	10 【22】	280 【318】	290 【340】
②-①	△55	0	△55	△53	0	△53

項 目	平成29年度			平成30年度		
	3歳	4-5歳	合計	3歳	4-5歳	合計
① 量の見込み(必要利用定員総数)	63 【35】	274 【305】	337 【340】	62 (33)	270 (246)	332 (279)
②確保の内容 幼稚園、認定こども園	63 【35】	274 【305】	337 【340】	62 (33)	270 (246)	332 (279)
②-①	0	0	0	0	0	0

項 目	平成31年度		
	3歳	4-5歳	合計
① 量の見込み(必要利用定員総数)	61 (38)	268 (232)	329 (270)
②確保の内容 幼稚園、認定こども園	61 (38)	268 (232)	329 (270)
②-①	0	0	0

(見直しの理由)

計画策定時に見込んだ「量の見込み」について、予想よりも少子化が進んだため、実態に合わせて計画値を見直す。

■保育ニーズ(2号・3号):「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

単位(実人／年)

項 目		平成 27 年度				平成 28 年度			
		0 歳	1-2 歳	3-5 歳	合計	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	合計
① 量の見込み(必要利用定員総数)		92 【77】	317 【307】	512 【566】	921 【950】	90 【77】	316 【311】	511 【552】	917 【940】
②確保の内容	保育所、認定こども園	92 【77】	317 【307】	512 【566】	921 【950】	90 【77】	316 【311】	511 【552】	917 【940】
	地域型保育事業	0	0		0	0	0		0
②－①		0	0	0	0	0	0	0	0

項 目		平成 29 年度				平成 30 年度			
		0 歳	1-2 歳	3-5 歳	合計	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	合計
① 量の見込み(必要利用定員総数)		88 【77】	310 【311】	498 【552】	896 【940】	85 (80)	304 (291)	491 (528)	880 (899)
②確保の内容	保育所、認定こども園	88 【77】	310 【311】	498 【552】	896 【940】	85 (80)	304 (291)	491 (528)	880 (899)
	地域型保育事業	0	0		0	0	0		0
②－①		0	0	0	0	0	0	0	0

項 目		平成 31 年度			
		0 歳	1-2 歳	3-5 歳	合計
① 量の見込み(必要利用定員総数)		83 (75)	295 (269)	486 (512)	864 (856)
保の内容	保育所、認定こども園	83 (75)	295 (269)	486 (512)	864 (856)
	地域型保育事業	0	0		0
②－①		0	0	0	0

(見直しの理由)

計画策定時に見込んだ「量の見込み」について、予想よりも少子化が進んだため、実態に合わせて計画値を見直す。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容及びその実施時期

① 利用者支援事業

【計画書P29】

■利用者支援事業

単位(か所)

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	1 【1】	1 【1】	1 【2】	1 (2)	1 (2)
② 確保の内容	1 【1】	1 【1】	1 【2】	1 (2)	1 (2)
②-①	0	0	0	0	0

(見直しの理由)

平成29年度より基本型に母子保健型を新たに加えて2種類の利用者支援事業を行っているが、両者には内容等に異なりがあることから、量の見込みと確保の内容をそれぞれ平成30年度2箇所、平成31年度2箇所とする整理を行った。

② 放課後児童健全育成事業(学童保育所)

【計画書P30】

■放課後児童健全育成事業(学童保育所)

単位(実人/年)

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	270 【281】	255 【247】	250 【268】	235 (294)	235 (288)
	112 【33】	110 【42】	109 【35】	109 (50)	103 (50)
	382 【316】	365 【289】	359 【303】	344	338
② 確保の内容	355	355	355	344	338
②-①	△27	△10	△4	0	0

(見直しの理由)

計画策定時に見込んだ「量の見込み」について、高学年の受入れが少ないので、実態に合わせて全体の児童数は変えずに配分を変更する。

⑤乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業・新生児訪問指導）

【計画書P31】

■乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業・新生児訪問指導)

単位(実人／年)

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	267 【240】	262 【224】	256 【162】	248 (211)	242 (199)
② 確保の内容	267 【240】	262 【224】	256 【162】	248 (211)	242 (199)
②-①	0	0	0	0	0

(見直しの理由)

量の見込み等を推計児童数から算出していたが、実出生数に差が生じていることから中間見直し後の推計児童数により再検討し、量の見込みと確保の内容をそれぞれ、平成30年度211人、平成31年度199人とする整理を行った。

⑦地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

【計画書P33】

■地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)

単位(延人／月)

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	1,639 【1,322】	1,625 【1,121】	1,592 【1,136】	1,554 (471)	1,513 (438)
② 確保の内容	1,639 【1,322】	1,625 【1,121】	1,592 【1,136】	1,554 (471)	1,513 (438)
②-①	0	0	0	0	0

(見直しの理由)

利用希望調査や各年度の推計児童数（0歳から2歳）等により量の見込み等の算出を行っていたが、実績値との差が大きいことを踏まえ、社会進出をされている保護者等を含んだ数を再検討し、量の見込みと確保の内容をそれぞれ、平成30年度471人、平成31年度438人とする整理を行った。

⑧一時預かり事業

【計画書P34】

■幼稚園在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

単位(延人／年)

項 目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼稚園での一時預かり	① 量の見込み	17,859 【16,925】	17,819 【16,498】	17,383 【13,871】	17,124 (16,041)	16,966 (15,893)
	② 確保の内容	17,859 【16,925】	17,819 【16,498】	17,383 【13,871】	17,124 (16,041)	16,966 (15,893)
	②-①	0	0	0	0	0

(見直しの理由)

計画策定時に見込んだ「量の見込み」について、実態に合わせて計画値を見直す。

■その他の一時預かり

単位(延人／年)

項 目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
その他の一時預かり	① 量の見込み	4,811 【2,065】	4,783 【1,923】	4,670 【1,302】	4,575 (1,901)	4,486 (1,864)
	② 確保の内容	4,811 【2,065】	4,783 【1,923】	4,670 【1,302】	4,575 (1,901)	4,486 (1,864)
	②-①	0	0	0	0	0

(見直しの理由)

計画策定時に見込んだ「量の見込み」について、実態に合わせて計画値を見直す。

⑩ファミリーサポートセンター事業（就学児のみ）

【計画書P35】

■ファミリーサポートセンター事業（就学児のみ）

単位（延人／年）

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	70 【28】	68 【347】	67 【537】	65 (500)	64 (550)
② 確保の内容	70 【28】	68 【347】	67 【537】	65 (500)	64 (550)
②－①	0	0	0	0	0

（見直しの理由）

放課後児童クラブへの送迎希望者のニーズが増加したため、平成28年度、平成29年度の実績値は、当初計画値を上回っている。実態に合わせて、量の見込み、確保の内容の見込み値を当初計画より増やしました。今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制の確保に努めます。

⑪妊婦健康診査事業

【計画書P36】

■妊婦健康診査事業

単位（延人／年）

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	3,360 【2,676】	3,256 【2,603】	3,192 【2,033】	3,088 (2,512)	3,040 (2,376)
② 確保の内容	3,360 【2,676】	3,256 【2,603】	3,192 【2,033】	3,088 (2,512)	3,040 (2,376)
②－①	0	0	0	0	0

（見直しの理由）

妊婦健康診査の量の見込等については、推計児童数（出生数）により算出することとし、当初計画での推計児童数により計画を行っていたが、実児童数（出生数）に差が生じ、結果として妊婦健康診査の量の見込等にも差が生じていることから、中間見直し後の推計児童数により再検討し、量の見込みと確保の内容をそれぞれ、平成30年度2,512人、平成31年度2,376人とする整理を行った。

市町村における支援拠点の整備

【平成29年4月施行・児童福祉法】

資料 4

- 児童・家庭への支援は、その生活が営まれている身近な場所で行われることが重要。
- 市町村における支援の水準は、地域ごとにバラツキがあり、格差が生じているほか、在宅での支援のための基盤が十分整備されていない。

考え方

市町村における支援体制を一層充実させる必要がある。

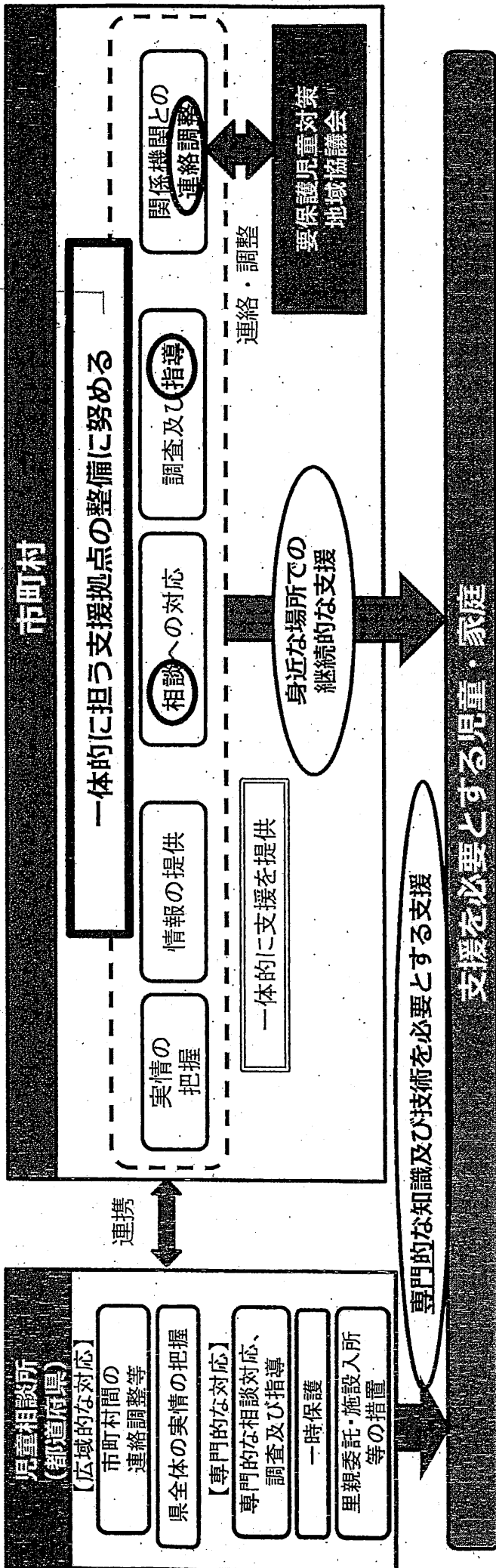
改正法による対応

- 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。(第10条の2)

- ※ 拠点においては、児童家庭に関する実情の把握、情報の提供、相談対応、調査・指導、関係機関との連絡調整を一体的に担うことを想定。子育て世代包括支援センターを兼ねることも可能。
- ※ 物理的に新たな施設を設置するだけでなく、既存の機関・施設も活用しつつ、拠点としての機能を明確化することを想定。
- ※ 併せて、市町村レベルで上記の業務を一体的に担う事業(予算)の創設を検討。

＜市町村における支援拠点のイメージ＞

市区町村子ども家庭総合支援拠点



児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要

（平成28年5月27日成立・6月3日公布）

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されることが等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機能について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士^{市町村と家庭総合支援拠点}の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

（検討規定等）

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日）